



職を失ふ。  
(協力員)  
第四十七条 組合は協賛員をおくことができる。  
第四十八条 理事会对して別に定める組合の業務を行う。  
(職員)  
第四十九条 組合に次に掲げる職員をおく。

- 一 事務局長
- 二 事務局長次長
- 三 主事
- 四 書記
- 五 庶務員

- 1 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 2 事務局長は、職務を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に執行しなければならない。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は、事務局長の事務を輔佐する。
- 5 職員は、理事長の職務を補佐する。
- 6 職員は、理事会对して別に定める。

### 第八章 理事会

- (理事会の招集)  
第四十九条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。  
第五十条 理事会の招集は、会日の三日前までに、会議の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を理事に送付して行うものとする。ただし急務を要する場合は、この限りでない。  
(理事会の決定事項)  
第五十一条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。  
一 組合会の招集及び組合会に提出する議案  
二 組合業務運営の具体的方針の決定  
三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認められた事項  
四 その他この規約に定める事項  
(理事会の議事)  
第五十二条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
第五十三条 理事に出席することの出来ない理事は、あらかじめ通知を受けた議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。  
第五十四条 前項の規定により、可否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。  
第五十五条 理事会の議事録については、議事録を作成し、議事の経過の領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事、各が署名しなければならない。

### 第九章 業務の執行及び会計

- (規約その他書類の備付及び閲覧)  
第五十六条 理事長は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。  
第五十七条 組合員はいつでも、理事長に対し、前項の書類の閲覧を要求することができる。この場では理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。  
(経費の支弁)  
第五十八条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。  
一 保険料並びに費用及び手数料  
二 補助金及び負担金  
三 寄附金その他の収入  
(財産の管理)  
第五十九条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるものとする。  
一 有価証券は、理事会の議決を経て定められた金融機関に保管預けをすること。  
二 積立金は、理事会の議決を経て定められた金融機関に預け入れること。  
三 積立金は、理事会の議決を経て定められた方法によること。  
四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定められた方法によること。  
第五十条の二 組合は、施行令第十条第一項の規定に基づき、次の積立金をすることができる。  
一 退職積立金  
二 別途積立金  
三 積立金に關し必要な事項は別にこれを定める。  
第五十一条 理事長は、決算の認定を附随する臨時組合会の会日の三日前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を理事に提出し、かつこれらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。  
第五十二条 理事長は、理事の意見を添えて前項の書類を臨時組合会に提出し、その承認を求めなければならない。  
第五十三条 理事長は、いつでも、理事長に対し、第一項の書類の閲覧を要求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。  
(会計業務等の閲覧)  
第五十四条 組合員は、総組合員三分の一以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を要求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(規則及び規程)  
第五十八條 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に關して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別に定める。

### 第十一章 罰則

- 第五十九条 組合は、組合員が法第二十一条の規定において準用する法第九十九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合において、その者に対し、一〇万円以下の過怠金を課する。  
第六十条 組合は、組合員又は組合員でない者が正当な理由なしに、法第九十九条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示をせられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の出頭若しくは答弁を拒み、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一〇万円以下の過怠金を課する。  
第六十一条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、自己負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。  
第六十二条 前三条の過怠金の額は、状況により理事長が定める。  
第六十三条 第五十九条から第六十一条までの過怠金を徴収する場合において発する納付告知書に指定すべき納付期限は、その発行の日から起算して十日以上を超過してはならない。

### 附則

- (施行期日)  
1 この規約は、昭和三十四年三月三十一日から施行する。  
(規約の廃止)  
2 文芸美術国民健康保険組合規約、昭和三十一年四月一日は廃止する。  
(経過措置)  
3 第二十一条に規定する延滞金の年七、三パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特別基準割合(各年の前年の十月二十日を経過する時における日本銀行法第九号法律第八十九号第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形割引率に年四、九パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七、三パーセントの割合に満たないときは、その年中において、当該特別基準割合に当該特別基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする。

### 附則

- (施行期日)  
1 この規約は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
2 前項の附則 昭和三十七年四月一日  
至 平成 十九年四月一日  
は省略する。  
(施行期日)  
1 この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第三十条第一号及び第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後の療養の給付を受ける際、二部負担金の額から適用し、平成三十年三月三十一日以前の二部負担金の額については、なお従前の例による。

### 附則

- (施行期日)  
1 この規約は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十一條、第十二條の四及び第十三條の五の規定は、平成二十年度から適用し、施行日前の支給については、なお従前の例による。  
3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十年度以後の保険料について適用し、平成十九年度以前の保険料については、なお従前の例による。

### 附則

- (施行期日)  
1 この規約は、平成二十一年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十二年七月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十二年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十三年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十五年三月二十二日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十四年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十五年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十六年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十七年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十八年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和元年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和元年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和二年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和三年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和四年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。  
(経過措置)  
2 この規約は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和五年以後の保険料について適用し、令和四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

### 第十章 雑則

- 1 この規約による附則第三項の規定については、平成二十一年十月一日から施行し、第二十二條及び附則第四項の規定については、平成二十二年一月一日から施行する。

### 附則

- 1 この規約は、平成二十五年三月二十二日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十四年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十五年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十六年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十七年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十八年以前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和元年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和元年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和二年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和三年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和四年以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。  
(施行期日)  
1 この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。  
(経過措置)  
2 この規約は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和五年以後の保険料について適用し、令和四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。  
(経過措置)  
2 この規約は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和五年以後の保険料について適用し、令和四年度以前の保険料については、なお従前の例による。